障がい児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所番号

事業所又は施設名 申請するサービス種類

		措置	の概	要		
1	障がい児又はその保護者からの相談又は	ま苦情等に	<u>対応する</u>	お常設の窓口	(連絡先)、	担当者
2	円滑かつ迅速に苦情を解決するための処	処理体制・	手順			
	ᄼᄝᄔᄿᄼᅕᆋᅕᆠᅀᆚ					
*	《具体的な対応方針					
3	その他参考事項					

■ 備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的 に記載してください。